

平成 25 (2013) 年 12 月 25 日

1・2年生の保護者の皆様へ

大阪市立淡路中学校
校長 高橋 哲也

大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書の提出について (お願い)

師走の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は本校教育にご理解・ご協力を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、平成 26 (2014) 年 4 月から学校給食費を大阪市の収入として取り扱うこととなりました。この変更に伴い、学校給食費の収納方法もコンビニエンスストアでの支払から、口座振替〔預金口座からの引き落とし〕により大阪市へ直接お支払いいただくことになります。

つきましては、学校給食費の振替口座を登録のため、このお知らせと別紙『学校給食費預金口座振替依頼書の記入例』をご確認いただき、預金口座振替依頼書を作成・提出いただきますようお願いいたします。

なお、淡路中学校では、平成 26 (2014) 年度の 2・3 年生〔現 1・2 年生〕は、東淀川区長からのお知らせのとおり、学校給食と家庭弁当との選択制となる予定です。**給食の申込みをされる方は必ず手続きを行ってください。**また、将来において申込みをする予定のある方も、この機会に手続きをお願いします。

ご多用の時期とは存じますが、ご理解・ご協力を賜わりますようよろしくお願いします。

記

1 「池田泉州銀行」「近畿大阪銀行」で学校給食費の口座振替を希望される方

提出書類 「学校給食費預金口座振替依頼書」

5 枚すべて (金融機関用・大阪市用・教育委員会用・学校用・保護者控)

※ 必要事項を記入し、銀行届出印〔1 枚目 金融機関用〕・保護者認印〔2 枚目 大阪市用〕を押印のうえ、金融機関へ行かずにそのまま学校へ提出してください。

提出締切 **平成 26 (2014) 年 1 月 10 日 (金)**

2 上記1以外の金融機関で学校給食費の口座振替を希望される方

利用可能な金融機関は、裏面をご覧ください。

提出書類 「学校給食費預金口座振替依頼書」 5 枚組のうち
教育委員会用〔3 枚目〕および学校用〔4 枚目〕

※ 必要事項を記載し、銀行届出印〔1 枚目 金融機関用〕・保護者認印〔2 枚目 大阪市用〕を押印のうえ、利用される金融機関へ直接持参し、金融機関で口座確認を受けた後に学校へ提出してください。

提出締切 **平成 26 (2014) 年 1 月 24 日 (金)**

教育委員会からのお知らせ『新中学 2・3 年生の保護者のみなさまへ』もご覧ください。

学校給食費の振替口座に関するお問い合わせは、淡路中学校
事務室〔電話番号 06 - 6322 - 4401〕までお願いします。

口座登録可能な金融機関〔23 金融機関〕

池田泉州銀行 近畿大阪銀行

みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 紀陽銀行

新生銀行 関西アーバン銀行 大正銀行 香川銀行 愛媛銀行 大阪信用金庫

大阪厚生信用金庫 大阪シティ信用金庫 大阪商工信用金庫 永和信用金庫

十三信用金庫 摂津水都信用金庫 尼崎信用金庫 近畿労働金庫

大阪市農業協同組合 ゆうちょ銀行

口座振替の取扱い金融機関は、上記の 23 金融機関から選択していただけます。

学校徴収金と同じ口座だけではなく、現在ご利用されている給与振込口座や生活口座、また、児童手当の受け取り口座などを登録することができます。

児童手当の振込口座を変更する場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当または区役所、出張所で、振込口座変更の手続きをしてください。

新中学2・3年生の保護者のみなさまへ

～給食費のお支払方法が変わります～

平成26年4月から学校給食費のお支払方法が変わります。
これまで、コンビニエンスストアで給食費をお支払いいただいていましたが、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定され、平成26年度からは大阪市の収入として取り扱うこととなります。（払込手数料199円は不要となります。）



口座振替の手続をお願いします

つきましては、これまでの学校徴収金とは別に、口座振替により給食費をお支払いいただきますようお願いいたします。

「大阪市学校給食費口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。（やむを得ず口座振替ができない方については、納付書により金融機関等でお支払いいただくことになります。）

ご利用いただける金融機関やお手続のスケジュール等の詳細については、各学校からお知らせしますので、内容をよくご確認いただき、お手続をお願いいたします。

また、後日、給食に関する確認書をお配りしますので、こちらもご記入、ご提出をお願いします。

学校給食費



口座振替ができなかった場合は、どうなりますか？

◎残高不足等で口座振替ができなかった場合は、未納通知書と一緒にお渡しする納付書により、金融機関等（コンビニ不可）でお支払いください。

なお、未納が生じた場合は、延滞金が発生し、法的措置を講ずる場合があります。

給食費は何に使われていますか？

◎保護者のみなさまにご負担いただく給食費は、毎日の給食に必要な食材費などになります。調理委託経費などは大阪市が負担しています。

支払が困難な場合はどうすればいいですか？

◎経済的な事情でお支払いが困難な場合には、就学援助制度があります。学校または教育委員会事務局にご相談ください。



大阪市教育局事務局
学校経営管理センター 学務担当
06-6575-5285
教務部 学校保健担当
06-6208-9158